

Question 055

通常実施権が共有に係るときは、他の共有者の同意を得なければ実施ができないのでしょうか。

 Answer

特 94 条 6 項は、特 77 条 5 項と異なり、特 73 条 1 項しか準用していません。

つまり、特 94 条 6 項で特 73 条 2 項を準用していない点に鑑みれば、通常実施権の共有者は、他の共有者の同意を得なければ実施をすることができないということになります。

しかし、通常実施権（特 78 条 2 項）は、物権的な権利である特許権（特 68 条）や専用実施権（特 77 条 2 項）と異なり、債権的な権利です。つまり、通常実施権者には、他人の実施に対してとやかく言う筋合いはありません。

そのため、「特 73 条 2 項を準用するまでもなく実施できるから準用していないのだ」と考えることもできます。

ということで、否定説、肯定説の両方が存在します。

といっても、短答試験では、特 94 条 6 項が特 73 条 1 項しか準用していない点を重視し、否定説をとった方が無難です。

